

WCS用稲生産者・利用者の皆様にお知らせ

平成30年産からWCS用稲の作付は原則「専用品種」で!

WCS用稲（飼料用稲）からコメ（実）を収穫し、主食用に出荷・販売した違法な事例が県内で相次いでいることから、熊本県農業再生協議会では、再発防止を目的として、平成30年産からWCS用稲の作付を原則として専用品種に限定する方針です。

種子の確保を忘れずに!

WCS用稲からコメを収穫するのは法律違反です

◆食糧法違反として氏名が公表されます。

◆WCS用稲の交付金にとどまらず、経営所得安定対策に係るすべての交付金の取り消し・返還やその後一定期間交付金の申請ができなくなる措置等が行われます。



コンバインはダメ!

*適正流通の確認のため、WCSの生産者及び利用者の方を対象とした立入検査が行われます。

*WCSの取組申請をしたすべてのほ場でWCSとして収穫しなければなりません。

*やむを得ない事情により取組ほ場や収穫面積が変わる場合は、直ちに地域の農業再生協議会に連絡し、必ず変更の手続きを行ってください。

通報から違反が発覚するケースがほとんどです。

収穫作業は誰かが目撃しています。

決まりを守り、不正受給をなくしましょう。

熊本県農業再生協議会（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課 TEL096-333-2388）
（JA熊本経済連農産部農産指導課 TEL096-328-1128）